

各種事務事業の取扱い（特別職関係）

各種事務事業の取扱い（特別職関係）について修正する。

平成16年6月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 2 - 2 各種事務事業の取扱い（特別職関係）
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 地域自治区の区長及び地域協議会委員の報酬等については、合併時まで定めるものとする。・ 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する期間において在任することとなる厚田村及び浜益村の議会議員の報酬等については、合併前の厚田村及び浜益村の一般議員の報酬等によるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

第 8 回協議会 提案
第 13 回協議会 再提案・確認
第 14 回協議会 修正版提出

協議項目	26-2-2	各種事務事業の取扱い(特別職関係)	所 管	行財政専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・地域自治区の区長及び地域協議会委員の報酬等については、合併時まで定めるものとする。 ・市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する期間において在任することとなる厚田村及び浜益村の議会議員の報酬等については、合併前の厚田村及び浜益村の一般議員の報酬等によるものとする。 			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 附属機関等	3市村とも同様の組織であるが、常設しているのは石狩市のみであることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
2. 一部事務組合等	2つの組合の事務については、石狩市では条例に基づき処理しており、その内容に差異がないことから、厚田村及び浜益村が加入する組合は脱退するものとする。
3. 特別職・議員・各種委員の報酬等(行政委員会を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・新市としての行政規模、職責等を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・地域自治区の区長及び地域協議会委員の報酬等については、合併時まで定めるものとする。 ・市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する期間において在任することとなる厚田村及び浜益村の議会議員の報酬等については、合併前の厚田村及び浜益村の一般議員の報酬等によるものとする。
4. 公務災害補償制度	条例に基づく事務事業であり、取扱いに一部事務組合への加入、未加入の差はあるものの3市村の事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
5. 秘書関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 附属機関等 (第13回追加提案分現況調書1ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附属機関等	石狩市特別職報酬等審議会	厚田村特別職報酬等審議会	浜益村特別職職員報酬等審議会	3市村とも同様の組織であるが、常設しているのは石狩市のみであることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

2. 一部事務組合等 (第13回追加提案分現況調書8～11ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
一部事務組合	該当なし	北海道町村議会議員公務災害補償等組合 北海道市町村総合事務組合	北海道町村議会議員公務災害補償等組合 北海道市町村総合事務組合	2つの組合の事務については、石狩市では条例に基づき処理しており、その内容に差異がないことから、厚田村及び浜益村が加入する組合は脱退するものとする。

3. 特別職・議員・各種委員の報酬等 (行政委員会を除く) (第13回追加提案分現況調書2、3、6、7ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
特 別 職	市 長	村 長	村 長	新市としての行政規模、職責等を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、地域自治区の区長の報酬等については、2村の意見も聴いた上で石狩市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定めるものとする。
	月額 920,000円 [736,000円]	月額 810,000円	月額 767,000円 [729,000円]	
	助 役	助 役	助 役	
	月額 735,000円 [624,750円]	月額 700,000円	月額 628,000円 [610,000円]	
	収入役			
	月額 644,000円 [579,600円]			
	常勤監査委員			
	月額 590,000円 [531,000円]			
	教育長	教育長	教育長	
	月額 644,000円 [579,600円]	月額 610,000円	月額 575,000円 [564,000円]	

区分の特別職 [] 内の金額は、平成16年6月30日現在、実際に支給されている金額。

(3 . 特別職・議員・各種委員の報酬等 (行政委員会を除く) のつづき)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
議 員	議 長 月額 439,000 円 副議長 月額 383,000 円 議 員 月額 336,000 円	議 長 月額 279,000 円 副議長 月額 240,000 円 常任委員長 月額 221,000 円 議会運営委員長 月額 221,000 円 議 員 月額 211,000 円	議 長 月額 251,000 円 副議長 月額 219,000 円 常任委員長 月額 199,000 円 議会運営委員長 月額 199,000 円 議 員 月額 188,000 円	新市としての行政規模、職責等を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する期間において在任することとなる厚田村及び浜益村の議会議員の報酬等については、合併前の厚田村及び浜益村の一般議員の報酬等によるものとする。
審査会等委員	会 長 日額 6,900 円 委 員 日額 6,100 円	会 長 日額 7,000 円 委 員 日額 6,500 円	会 長 日額 6,600 円 委 員 日額 6,100 円	3市村の報酬額等に若干の差異があるが、石狩市の審議会等の設置数が多いことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、地域自治区の地域協議会委員の報酬等については、合併時までには定めるものとする。
その他特別職 非常勤職員	月額 300,000 円以内 日額 10,000 円以内	月額 250,000 円以内 日額	月額 400,000 円以内 日額 6,100 円以内	
市が委嘱する 医 師	予算内で市長が定める額			

4 . 公務災害補償制度 (第 1 3 回追加提案分現況調書 8 ~ 1 1 ページ参照)

条例に基づく事務事業であり、取扱いに一部事務組合への加入、未加入の差はあるものの3市村の事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

5 . 秘書関係事務 (第 1 3 回追加提案分現況調書 1 2 ~ 1 4 ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。